

結婚新生活支援事業 よくあるお問い合わせ

【全体】

Q1 対象の新婚とは

令和8年1月1日以降に婚姻届けを受理された夫婦。

Q2 何が補助されるのか

婚姻を機に令和8年4月1日から令和9年2月末日までに支払いをした①住宅購入費用、②賃借料、③リフォーム費用、④引越費用が対象となります。

Q3 現在、四国中央市に住民票がありません。申請できますか。

申請できません。申請日において、夫婦の双方または一方が市内に住所を有している必要があります。

Q4 親族が同居する場合でも補助対象か

対象となります。

ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかで、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦いずれかが行っていることが必要です。

Q5 住居の契約名義について

夫婦のどちらかの名義は対象となります。

夫婦の親（親族）名義は対象外です。

Q6 夫婦の一方が単身赴任となった場合の取り扱い

対象となります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅1軒に係る家賃等のみが対象です。

Q7 対象期間は

婚姻日	令和8年1月1日以降
支払いの対象期間	令和8年4月1日～令和9年2月末まで

※婚姻前の住宅購入・賃借料・リフォームの対象期間が対象となる場合
・婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得したもの

Q8 所得とは何を指しますか？

1年間の収入金額から給与所得控除額等を差し引いた額です。

Q9 所得はどの時点を確認すればよいですか

申請する年度の前年の課税（所得）証明書により確認します。前年の課税が取得できない場合は、前々年度による確認や、前年の収入が確認できる資料による所得の推計により確認します。

Q10 所得判定の際に控除できる貸与型奨学金の返済期間はいつからいつまでですか？

課税（所得）証明書の期間と同一期間です。

Q11 教育ローンの年間返済額は所得から控除していいですか？

控除できません。

貸与型奨学金の返済を現在行っている場合のみ控除できます。

Q12 各講座の受講は必須ですか？

必須です。講座を夫婦それぞれ1つ受講し、チェックリスト等の提出をいただいた世帯が申請できます。

Q13 対象費用について、他の補助金との併用はできますか？

国・県・市及び他の自治体の同種の制度を利用した場合は、併用できません。

※例 他の自治体で既に結婚新生活支援事業の補助を受けた場合、他の補助金を利用し住宅を取得した場合など

【① 住宅購入費用】

Q1 住宅購入に土地代も含まれますか

土地代は対象外です。

その他、管理費、住宅ローン手数料・利息、設備購入費、家屋に係る保険料も対象外です。

※住宅ローン代も対象となりますが、ローン返済のうち、上記費用分については対象外となります。

【② 賃借料】

Q1 住宅賃貸の対象となるものは？

対象：賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ。

対象外：駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入費、家屋に係る保険料（火災・家財）、契約一時金、保証金

Q2 勤務先から住宅手当が支給されている場合は？

補助対象費用から、住宅手当支給額を控除した金額が申請金額となります。

【③ リフォーム費用】

Q1 住宅賃貸の対象となるものは？

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用。住宅の機能維持、向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。

対象外：倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

【④ 引越費用】

Q1 引越費用の対象となるものは？

婚姻に伴う引越し費用。引越業者、運送業者への支払いに係る実費が対象。

対象外：旧居・新居の清掃費、不用品の処理費、自らレンタカーを借りる、友人に頼む等して引っ越した場合